

特集記事「国と地方の連携」

公害紛争処理関係ブロック会議 公害苦情相談員等ブロック会議

平成30年度は「国と地方の連携」をテーマに特集記事を連載（全4回）しています。最終回として本号では、昨年10～11月に開催された公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議について御紹介します。

○ 公害等調整委員会が行っている2つのブロック会議

公害等調整委員会（以下「公調委」）では毎年秋に公害紛争処理関係ブロック会議と公害苦情相談員等ブロック会議を開催しています。

公害紛争処理関係ブロック会議

各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施に資することを目的としています。

公害苦情相談員等ブロック会議

原則として人口10万人以上の市及び特別区（※1）の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進に資することを目的としています。



公害苦情相談員等ブロック会議での少人数グループ討議

公調委では、これらの会議を通じて、国（公調委）、都道府県（公害審査会等）、市区町村等（公害苦情処理担当）の連携のより一層の促進を図っているところです。

（※1）開催県内の市町村については、人口に関係なく参加可能です。

本年度のブロック会議

本年度は、下表のとおり「第49回公害紛争処理関係ブロック会議」（都道府県）及び「第43回公害苦情相談員等ブロック会議」（市・特別区）を開催しました。公害紛争処理・公害苦情相談に関する事例研究や少人数グループ討議、外部の有識者や公調委が委嘱している公害苦情相談アドバイザーによる講演などの様々なプログラムにより、公害紛争処理や公害苦情処理に従事されている参加者の皆様にとって、それぞれの業務に資することができたものと考えております。

ブロック名(※2)	平成 30 年度			
	第 49 回公害紛争処理関係 ブロック会議 (都道府県)		第 43 回公害苦情相談員等 ブロック会議 (市・特別区)	
	開催県	日程	開催市	日程
北海道・東北	福島県	11/20(火)	福島市	11/20(火)
関東・甲信越・静岡	神奈川県	10/25(水)	横浜市	10/25(水)～26(木)
東海・北陸	愛知県	10/26(金)	名古屋市	10/26(金)
近畿	和歌山県	10/31(水)	和歌山市	10/31(水)
中国・四国	広島県	11/15(木)	広島市	11/15(木)～16(金)
九州・沖縄	福岡県	11/8(木)	福岡市	11/8(木)

(※2)各ブロックの構成は以下のとおりです。

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東・甲信越・静岡ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

東海・北陸ブロック：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

本年度のブロック会議のプログラム

各ブロックで、2つのブロック会議及びその合同開催会議の、3つの会議が行われましたが、それぞれの会議で、公害紛争処理や公害苦情処理業務に資するプログラムを多く実施しました。また、参加者の業務経験年数の長短にかかわらず、全ての参加者が積極的に会議に参加できるよう、少人数グループによる討議も行っています。プログラムの全体については別紙1をご覧ください。

(1) 公害紛争処理関係ブロック会議で取り上げた紛争処理事例及び質問事項

都道府県で公害紛争処理を担当されている職員が参加し、公調委の職員も交えて行う公害紛争処理関係ブロック会議では、都道府県の公害審査会等が取り扱った様々な紛争事件の処理事例が報告され、また、多くの質問事項がよせられました。参加者には資料を事前配布し読み込んでいただくことで、会議では、参加者それぞれの実務に資する議論が行われました。ここでは、その一部（表題のみ）を御紹介します。

① 公害紛争処理事例

- ・近隣店舗の業務用冷蔵庫及び空調室外機からの騒音、低周波音並びに来店する業者等の自動車エンジン音等の騒音による健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・近隣マンションの機械式駐車場の稼働音等による健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・近隣建物の解体工事に伴う大気汚染(粉じん)、騒音、振動による財産被害(家屋亀裂等)及び健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・風力発電施設からの騒音による健康被害(不眠)にかかる調停事件
- ・近隣の飲食店からの悪臭、騒音による健康等被害(不眠、経済的損失等)にかかる調停事件

② 公害紛争処理にかかる質問事項等

- ・調停運営事務手続方法等の確認について
- ・都道府県の公害紛争事件における専門委員の任命について
- ・相隣関係トラブルを伴う調停が成立となった事案について
- ・調停成立の可能性を高めるための留意点、工夫等について
- ・都道府県(公害紛争処理担当)と市区町村(公害苦情処理担当)との連携について

(2) 公害苦情相談員等ブロック会議の少人数グループによる討議で取り上げた公害苦情処理事例及び質問事項

公害苦情相談員等ブロック会議では、全ブロックで少人数によるグループ討議が取り入れられています。原則として異なる都道府県の市区町村の担当者5～8人程度の

グループで、それぞれ、実際にあった公害苦情処理の事例について討議を行っています。討議後は結果を発表していただくとともに、公害苦情相談アドバイザー(※3)が講評を行います。(アドバイザーは討議中も各グループを巡回してアドバイスをを行います。)

(※3) 公害苦情相談アドバイザー：

公調委では、地方公共団体の公害苦情相談員等に対して、公害苦情処理等に関する的確な助言を行うことを目的として、長年、地方公共団体において公害苦情相談業務に従事されてきた方々に、公害苦情相談アドバイザーを委嘱しています。詳細については、「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載していますので、ご覧ください。

少人数グループ討議は、ブロック会議全体の中でも、参加者からの評価が高いプログラムの一つで、この討議を通じて公害苦情処理業務にかかる知見や問題点を自治体間で共有していただくとともに、各自治体の公害苦情処理担当者の連携強化にもつなげていただきたいと思いますと考えております。

なお、討議で取り上げることができなかった事例や質問事項については、参加市区町村等とアドバイザーによるコメントを付して、全ての参加者に資料として配布しています。

ここでは、会議で取り上げた事例及び質問事項の一部(表題のみ)を御紹介します。

① 公害苦情処理事例

i) 大気汚染事例

- ・ 小型焼却炉の焼却に伴う苦情
- ・ ピザ屋の窯から煤や油の飛散

ii) 水質汚濁事例

- ・ 原因が特定できない河川の白濁
- ・ 事業所排水による魚のへい死

iii) 騒音事例

- ・ 発生源が特定できない騒音
- ・ 住所、連絡先を伏せた陳情者からの騒音苦情
- ・ 低周波音に関する騒音苦情や測定要望

iv) 振動事例

- ・ 幹線道路の振動
- ・ 解体工事に伴う振動

v) 悪臭事例

- ・ 畜産農家からの悪臭

- ・コインランドリーの排気による悪臭
- ・薪ストーブの悪臭苦情への対応
- ・カレーの臭気に対する苦情

vi) 典型7公害以外の苦情

- ・テニスコートの照明による光害
- ・空地の雑草繁茂に対する苦情対応

② 公害苦情処理にかかる質問事項等

i) 大気汚染苦情にかかる質問事項等

- ・野外焼却
- ・屋外にある堆積場からの粉じん

ii) 水質汚濁苦情にかかる質問事項等

- ・コインランドリー店の排水
- ・堆肥置き場からの汚水



公害苦情相談員等ブロック会議での少人数グループ討議

iii) 騒音苦情にかかる質問事項等

- ・発生源不明の騒音（低周波音）
- ・隣接自治体との境界部における苦情の対応方法について
- ・家庭用ヒートポンプ給湯器等から生じる運転音・振動による苦情への対応

iv) 悪臭苦情にかかる質問事項等

- ・畑にまく堆肥や飼料製造に伴う臭気
- ・悪臭発生源の特定できない事業所への指導
- ・豚舎からの悪臭

(3) 公害紛争処理制度の説明及び裁定事件事例紹介について

公調委からは、2つのブロック会議の参加者が一堂に会する合同開催会議において、公害紛争処理制度の説明と、公調委が行う裁定手続の概要等について実際の裁定事件の事例を参考にしつつ紹介しています。合同開催会議の場で説明することで、公害紛争処理制度と公害苦情相談業務の関係性についての共通理解を促進するとともに、裁定制度を理解していただくことで、都道府県での紛争処理や、市区町村等での苦情処理の参考としていただきたいと思います。

公害紛争処理制度等についての説明資料は別紙2及び3を、裁定手続の概要等の紹介資料は別紙4をご覧ください。

(4) 公害苦情相談アドバイザー等による講演について

合同開催会議では、外部の有識者や公調委が委嘱している公害苦情相談アドバイザーによる講演を行っています。内容は、公害苦情処理全般に関するものや、騒音や振動、あるいは悪臭といった個別の公害に関する苦情処理に関するもの等を取り上げています。公害苦情処理の担当者には日頃の公害苦情処理業務の参考としていただくとともに、都道府県の公害紛争処理担当者にも聴いていただくことで、公害紛争処理と公害苦情処理との関連性について認識していただくきっかけとなれば、と考えています。

ここでは、本年度のブロック会議において行われた公害苦情相談アドバイザーによる講演（2件）の資料（抜粋）を紹介いたします。別紙5及び6をご覧ください。



合同会議での、公害苦情相談アドバイザーによる講演

ブロック会議参加者等の声

(1) アンケートの結果から

公調委では、今後のブロック会議等の参考とするため、すべてのブロック会議において、参加者アンケートを実施しています。ここでは、そのアンケートの結果から、参加者の声を御紹介します。

① 公害紛争処理関係ブロック会議及び合同開催会議に参加した都道府県職員から

i) 公害紛争処理関係ブロック会議について

- ▶ 他の都道府県で取り扱った調停事例の研究や、他の都道府県や公調委との意見交換が参考となった。
- ▶ 調停相談から調停申請への導き方、相談者に対する助言方法・内容、事案の進め方に関する留意点について、更に議論したい。

ii) 合同開催会議について

- ▶ 公調委による裁定手続の概要についての説明が参考となった。

- ▶ 公害苦情相談アドバイザーによる講演は、公害紛争処理との関連からも参考となった。
- ▶ アドバイザーの講演で、公害苦情の処理事例をもっと取り上げてほしい。

iii) その他の御意見、御要望

- ▶ 全体として有意義な会議であった。
- ▶ 管内自治体向けの研修会や講習会を開催したいと考えているが、その参考のため、同様の研修会等を既に開催している都道府県から、その実施内容について紹介してほしい。

② 公害苦情相談員等ブロック会議及び合同開催会議に参加した市区町村等職員から

i) 公害苦情相談員等ブロック会議について

i-1: 少人数グループ討議について

- ▶ 他自治体の公害苦情処理や、経験豊富な方の話が聞けて、参考になった。
- ▶ 多くの自治体との間で、公害苦情処理に関する同じような悩みを共有できたことに安心した部分がある。
- ▶ 困難事例の共有により、ブロック内での自治体間の繋がりができたと思う。
- ▶ 事例研究や質問事項についての少人数グループによる討議の時間や討議する件数を増やしてほしい。

i-2: 質問事項等に対する参加自治体やアドバイザーによる回答等について(※4)

- ▶ 自身の自治体での苦情事例や質問事項に対して、多くの自治体やアドバイザーからのコメントや回答をいただくことができて、ありがたかった。
- ▶ 会議に参加する前に、質問事項等への回答等を作成するため、予め勉強することも多く、とても有益な経験となった。

(※4)公調委のブロック会議では、参加自治体から提出していただいた事例や質問事項に対して、他の参加自治体やアドバイザーからのコメント・回答を事前に作成・提出していただいています。会議では、そのコメント・回答を付した資料を配布しています。

ii) 合同開催会議について

- ▶ 裁定手続について知ることができた。公害苦情処理の参考になった。
- ▶ 公害紛争処理制度が理解できた。公害苦情の内容によっては、必要に応じて都道府県（公害審査会等）による調停や、国（公調委）による裁定を案内する等、住民への対応の際の参考としたい。
- ▶ アドバイザーによる講演は、公害苦情の具体的対応の参考となった。

iii) その他の御意見、御要望

- ▶ 都道府県を越えてブロック内の公害苦情処理担当者が同じ会議に参加して同じ講義を聴き、同じ事案について討議するということにより、公害苦情に対して共通の認識をもって取り組めるという点で非常に良いことだと感じた。
- ▶ もっと多くの自治体の参加があると更に有意義な会議になるのではないか。
- ▶ 会議のプログラム以外に、自由に交流できる時間があるとありがたい。

(2) 公害苦情相談アドバイザーによる手記

中国・四国ブロック会議に参加した公害苦情相談アドバイザーの上野邦夫氏より手記をいただきましたので、御紹介します。

来年度のブロック会議の開催府県、開催市

例年と同様、本年度のブロック会議の開催にあたりましても、開催県及び市の皆様の御協力を得て、様々なプログラムを実施することができました。改めて、開催県及び市の皆様の多大なる御協力・御尽力に対し、感謝申し上げます。

来年度のブロック会議の開催府県及び市は下表のとおり決定させていただきました。開催府県及び市の御担当の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。また、該当する地方公共団体の皆様には、所属するブロックの会議へ参加について、ぜひ御検討ください。

ブロック名	2019年度	
	第50回公害紛争処理関係 ブロック会議	第44回公害苦情相談員等 ブロック会議
	開催府県	開催市
北海道・東北	山形県	山形市
関東・甲信越・静岡	山梨県	甲府市
東海・北陸	富山県	富山市
近畿	大阪府	大阪市
中国・四国	高知県	高知市
九州・沖縄	長崎県	長崎市

開催場所は各開催市を予定しています。開催時期については未定です。詳細が決定しましたら、「ちょうせい」にて発表いたします。

ブロック会議（中国・四国ブロック）参加手記

公害苦情相談アドバイザー 上野 邦夫

公害等調整委員会が主催する平成30年度中国・四国ブロック会議が広島市において、11月15日、16日の2日間にわたって開催されました。私も公害等調整委員会から委嘱された公害苦情相談アドバイザーとして参加してまいりましたのでご報告いたします。

開催当日の広島は、原爆ドームが一層際だって見えるほどの青々とした晴れ渡った空で、平和記念公園の木々も紅葉にはほど遠く、綺麗な青を映し出していました。過去、凄惨な事実があったこの地で行われたことに格別の思いを寄せて、日本人として哀悼の意を表します。



久しぶりに訪問したこの都市は、ひととき賑やかさを増しているようにも見え、さらに、外国人の多さには驚きを隠せませんでした。原爆ドームや資料館での外国人、特に欧米の方々が真剣に活字（もちろん英字解説）を熟読している姿や、見学している姿



を見て、「戦争って何だったのだろう」って考えさせられました。オバマ前大統領の訪問も大きな影響だったのではないのでしょうか。また、この広島市は市電が健在であり、古き良き情緒が残っていました。

前置きはさておき、ブロック会議では例年のごとく公調委事務局と開催県及び市が中心となってお尽力いただいております。公調委事務局からの公害紛争処理制度の説明は、こじれた苦情も多々ある中、大変参考になりました。特に、「裁定手続の概要等について」の審査官からの事例紹介は、最近何かと話題になっている幼稚園からの騒音の事例であり、具体的な内容であったため、業務上大いに役立つものでした。公害苦情相談アドバイザーの特別講演では、元福岡市職員で、公害苦情相談アドバイザーの藤本氏による講演で、長年の経験に基づいた苦情処理方法について解説していただきました。また、現在勤務されている保育協会の事例も織り交ぜての講演であり、私自身、苦情を処理する立場でもあることから、非常に興味深く、時間があればもっと聞きたい内容でした。

後半は県と市に分かれ、市の会議では、公害苦情処理事例を各市町村の方々から15題ほどいただきました。各自治体6分間の持ち時間で、少々足りないような気がしましたが、多くの事例を取り上げ、多くの自治体への参考になることを考慮すれば妥当なのかもしれません。ここに寄せられた事例の中には、解決困難事例も多く法令規制対象外や、基準値が定められていないなどでどのように行政として進めていくべきかなど、議論は多岐にわたっています。

2日目は、少人数グループ（5班）に分かれて、班ごとにそれぞれに与えられた事例について討議をし、その結果を各班から発表をしていただきました。検討事例は、「屋外作業をする事業場」「低周波苦情」「畜産農家からの悪臭」「うなぎ屋の悪臭」「空き地の苦情」でした。

事例の特徴としては、やはり法令規制対象外や法令適用困難事例が多く、持ち寄った自治体の解決に向けた奮闘ぶりが窺えました。

アドバイザーとしてできる限りの確にアドバイスできるよう日々自己研鑽に努めておりますが、やはり経験していないことは教科書通りの回答しかできず、歯がゆい思いをします。今後の課題として一層の努力をしなければと痛感した次第です。

・国と地方との連携、ブロック会議の役割

公害苦情業務を行う上で一番大変なことは、公害現象の客観的な判断と、それを当該事業場へ伝達し、事実を認識させることです。そして、申立者へはその対応策等を伝え納得が得られるかにあります。申立者は怒り心頭、長年の軋轢等様々な状況で申し立てを行うことも多く、第一線の市区町村の職員は、その矢面に立ち、公平中立に先入観を捨て対応しています。市民からは「言いたいことを言われる」「言いたいことをぶつけられやすい」立場にあり、中には間に挟まれて、もがき苦しんでいる状況もよく聞かれます。住民に一番近い行政職員として常に気をつけています。

担当の市区町村の職員は、苦情解決に向け日々奮闘し、一層の努力をしていますが、それでも解決に至らない場合は国や都道府県の公害紛争処理制度が利用されることもあります。

国、都道府県、市区町村はそれぞれ立場が異なりますが、公害苦情処理の最前線にいる市区町村の苦労や、国や都道府県の公害紛争処理担当者の苦労をそれぞれが理解しながら、三者が連携を図ることが重要であると思います。そういったことから、それぞれの役割を理解するためにも、このブロック会議での合同会議の意味は大いにあると思います。また、例えば東京都及びその特別区では、担当者会議等を実施し、情報交換し、その対応方について検討することがあります。そういった都道府県単位での会議は、さほどハードルは高くありませんが、それを越えての会議となるとなかなか難しいと思います。そういった意味からもブロック会議の役割は大変大きいと思います。国と地方、地方と地方の行政マン同志の会話はある意味面白くもあり大変有意義でもあります。地域性は異なりますが公害苦情の主旨はそう大きくは変わりません。

今後のブロック会議に期待し、参加された方々への少しでも公害苦情解決に向け役立つことを願い、アドバイザーとして益々の努力をしていきたいと思う次第です。

公害苦情相談アドバイザー 上野 邦夫 氏



平成3年に東京都板橋区に化学職として採用の後、保健所生活衛生課、公害指導係化学物質担当、同係土壌汚染担当を経て、現在は、板橋区資源環境部環境政策課生活環境保全係長。平成29年4月より公害等調整委員会が委嘱する公害苦情相談アドバイザーとして、ブロック会議や、都道府県が主催する研修会で公害苦情にかかる講演等を行っている。氏も参加した座談会の模様が、「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載されているので、こちらをご覧ください。

平成 30 年度ブロック会議プログラム

区 分	公害紛争処理関係ブロック会議	公害苦情相談員等ブロック会議
参加者	都道府県	① ブロック内人口 10 万人以上の市 ② 開催県内市町村 ③ 都道府県、開催県内環境事務所等の参加
開催形式	2つのブロック会議をそれぞれ開催するとともに、一部を合同で開催。	
プログラム	○ 合同開催会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等調整委員会からの連絡事項（公害紛争処理制度等について） ・ 公害等調整委員会における裁定手続の概要等について紹介（裁定事件事例を参考例として） ・ 都道府県公害審査会等における紛争処理事例紹介（終結した事件） ・ 公害苦情相談アドバイザーや外部の有識者による講演 	
	○ 公害紛争処理関係ブロック会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県公害審査会等における紛争処理事例紹介及び意見交換 ・ 各都道府県や公害等調整委員会からの公害紛争処理、公害苦情処理に関する質問事項等にかかる意見交換 等（※1）	○ 公害苦情相談員等ブロック会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体における公害苦情相談事例について少人数グループによる討議及び全体討議 ・ 参加自治体からの質問等について少人数グループ討議及び全体討議 等（※2）

（※1）両ブロック会議とも、会議で取扱う事例や質問事項については、事前に開催県・市が取りまとめて参加者に配布した上で、会議では更に掘り下げた議論を行っています。

（※2）少人数グループ討議のグループ編成は、ブロック内の都道府県から横断的に選定しています。

公害紛争処理制度等について

(一部抜粋)

公害等調整委員会

(※) 実際のブロック会議では、下記目次の内容の資料を配布して必要事項の説明を行っています。

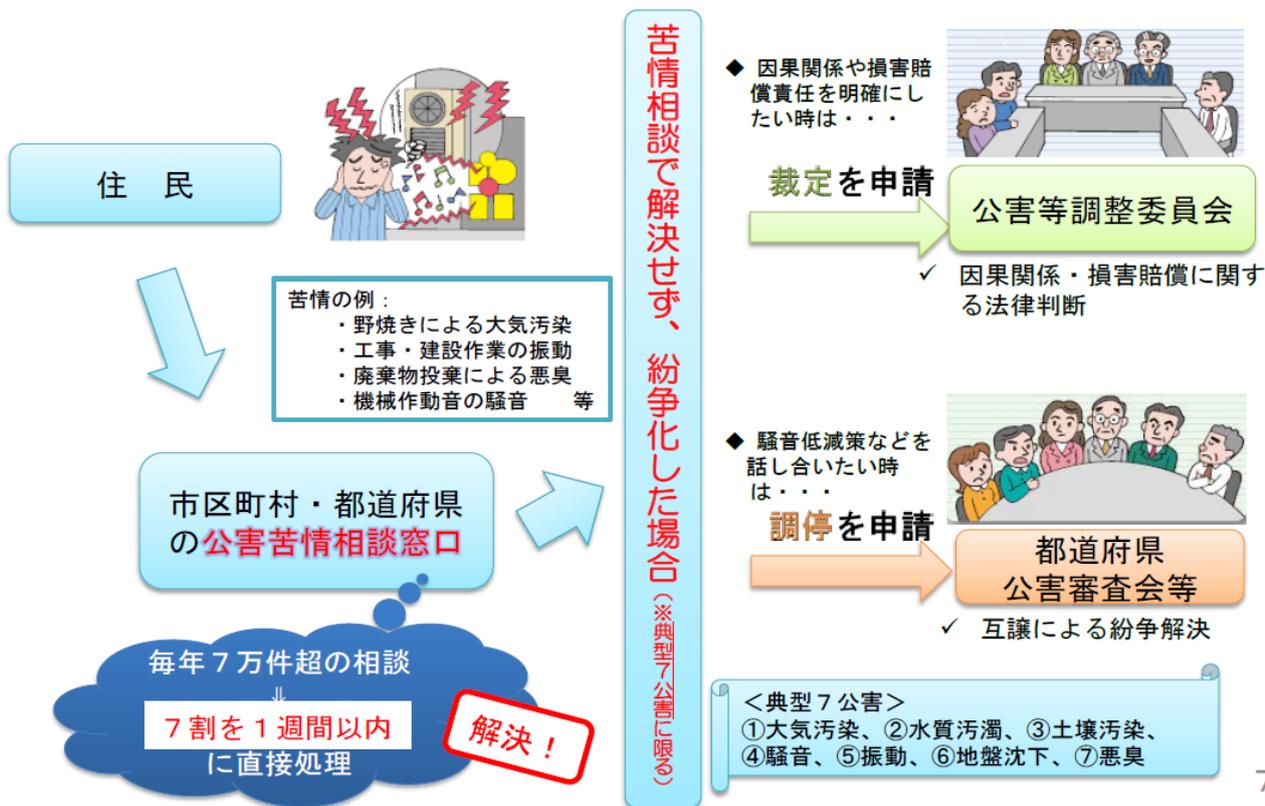
ここでは、この資料のうち、「2.-(3) 公害紛争処理制度による公害苦情の解決の流れ(例)」と「4.-(1) 低周波音に係る公害苦情対応について」の2項目を御紹介します。

目 次

1. 公害等調整委員会の概要	
(1) 公害等調整委員会の沿革	1
(2) 日本のADRの分類	2
(3) 行政機関における 公害等調整委員会の位置付け	3
(4) 公害等調整委員会の 委員及び組織図	4
2. 公害紛争処理制度	
(1) 「公害」とは	5
(2) 公害紛争処理の全体像	6
(3) 公害紛争処理制度による 公害苦情の解決の流れ(例)	7
(4) 手続の種類	8
(5) 都道府県公害審査会等	8
(6) 事件の管轄	9
(7) 手続の流れ	10
(8) 公害紛争処理手続の特徴	11
(9) 調停、裁定の申請手数料	12
3. 公害紛争の最近の傾向	
(1) 公害紛争事件の動向	13
(2) 最近の傾向	13
(3) 公害苦情相談の動向	14
4. 公害等調整委員会からのお知らせ	
(1) 低周波音に係る 公害苦情対応について	15
(2) 公調委HPについて	16
(3) WEB機関誌「ちょうせい」	17
(4) リーフレット「騒音や悪臭 などでとてもお困りの方へ」	17
5. 土地利用調整制度	
土地利用調整制度の概要	18

2. 公害紛争処理制度 (3/8)

(3) 公害紛争処理制度による公害苦情の解決の流れ (例)



7

4. 公害等調整委員会からのお知らせ (1/3)

(1) 低周波音に係る公害苦情対応について

消費者安全調査委員会において、平成26年12月には「家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」に関する事故等原因調査報告書が、また、平成29年12月には「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案」に係る事故等原因調査報告書が、それぞれとりまとめられました。低周波音に係る公害苦情対応については、下記に記載の当該報告書の問題意識を踏まえた対応をお願いします。

- ◆ 消費者安全調査委員会報告書の問題意識
 - 家庭用ヒートポンプ給湯機、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音に含まれる低周波音が不眠等の健康症状の発生に関与する可能性を否定できない事例がある
 - 地方公共団体に苦情を申し入れたが、民不介入として自治体で取り上げられていないという申出がある

等
- ◆ その他の問題意識
 - ・ 低周波音測定器を保有しておらず、測定ができない
 - ・ 夜間の測定はできない

等

より良い苦情対応のための留意事項

- 公害苦情処理事例集 (公調委、年1回、3月発行)
 - ・ 全国の自治体等で処理された公害苦情の中から、解決した事例について、公害種類別にとりまとめています。
 - ・ 44号(平成27年度発行)以降、家庭用ヒートポンプ給湯機、家庭用燃料電池等を含む低周波音に係る苦情を、重点的に収集していますので、ご参照ください。
- 低周波音問題対応の手引書 (平成16年6月環境省) における参照値の取扱いについて
 - ・ 参照値は、低周波音についての苦情の申立てが発生した際に、「低周波音によるものかを判断する目安」として示したものです。
 - ・ 低周波音に関する感覚については個人差が大きく、「参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要」

15

公害問題の解決に2つの制度

公害問題で困った場合の解決手段として、苦情相談と紛争処理の2つの制度があります。

公害苦情相談

身近な相談窓口での簡単な手続きによる解決

市区町村や都道府県の身近な公害苦情相談窓口で、お気軽に相談できます。

公害紛争処理

専門の機関による紛争の解決

国の公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が、次のような公害紛争を扱います。

- 当事者間の対立が深刻な場合
- 苦情申立後長期間が経過して、解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
- 損害賠償の問題が中心になっている場合
- 紛争の原因について争いがある場合

中立公正な立場から、紛争の解決に努めます。

公害等調整委員会や都道府県公害審査会では、法律の専門家、医師、大学教授など、各分野の有識者が委員となり、中立公正な立場から、調停、裁定（公害等調整委員会のみ）などを行い、紛争の解決に努めます。

申請手数料は裁判所に比べて安く設定されています。たとえば、調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1です。

困った！

騒音や悪臭などでお困りの方へ

身近にあります、公害問題解決の窓口



詳しいことは、お近くの市区町村あるいは都道府県の公害担当課へご相談ください。

〈都道府県公害審査会・都道府県市区町村公害担当課〉

公害等調整委員会

検索

リサイクルマーク

(平成23年2月)

大気汚染
水質汚濁

悪臭
土壌汚染

地盤沈下

騒音
振動

ハハ そんな時はこちらの相談窓口で素早く解決!

公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局
公調委 公害相談ダイヤル
TEL. 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00(祝日及び12月29日～1月3日は除く)
FAX. 03-3581-9488
e-mail ▶ kouchoi@soumu.go.jp
ホームページアドレス ▶ http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

公害の苦情や紛争を 解決するには……

暮らしの中の公害、どうしよう?

公害苦情相談窓口へ!!
(都道府県・市区町村)

たとえば…

大気汚染

- 工場からの煙や粉じん、家庭、車、洗濯物などが汚れる。
- 車からの排気ガスで臭い。
- 焼却場の煙の中に有害物質が含まれているおそれがある。

水質汚濁

- 飲食店の排水溝から流れ出す汚水で、川の水が変色している。
- 漁業工事のせいで、養殖していた魚が死んでいる。

土壌汚染

- 購入した工場の跡地の土壌から有害物質が見つかり、除去対策をめぐって争いになっている。

騒音

- 隣のスーパーの室外機がうるさくて、イライラする。
- 深夜営業店の騒音がひどく、安眠できない。
- 工場の機械の音がやかましく、体調がすぐれない。

振動

- 工事現場のトラックの出入りや作業機械のせいで、家が揺れ、壁にひびが入る。

地盤沈下

- 埋立地を購入して家を建てたら、埋め立てが不十分で、家が傾いてきている。

悪臭

- 食品加工工場から臭いが出て、おいが漂っていて、気分が悪くなる。
- 養豚、養鶏場から不快なおいがして困っている。

1 公害でお困りになったら…
お住まいの市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の相談員等にご相談ください。
電話や手紙でも受け付けています。

2 相談員等は、ご相談を受けたことについて被害の実情などを調べます。

3 被害の原因や実態がはっきりすると、相談員等は関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

4 解決!
このようにして公害苦情の解決に努めます。

公害紛争処理の流れ——申請から紛争の解決まで

調停

公害等調整委員会
都道府県公害審査会

調停とは、調停委員会が紛争の当事者を介し、双方の互譲による合意に基づき、紛争の解決を図る手続きです。

調停の申請

調停は、当事者（被害者・加害者）の一方または双方から申請書が提出されることにより開始されます。



調停期日(非公開)

調停委員会は当事者の話し合いを積極的に進め、当事者の歩み寄りを促し、合意点をさぐります。また、必要に応じ調査も行います。



合意の成立

当事者の互譲により、公害紛争の解決を図ります。



裁定

公害等調整委員会

裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続きです。

裁定の申請

原因裁定は、被害者または加害者から、責任裁定は、被害者からのみ申請することができ、申請書が提出されることにより開始されます。



審問期日(公開)

公害等調整委員会の裁定委員会は、当事者双方からの意見の陳述や証拠調べ、必要に応じ、国費による調査などを順次行っていきます。東京から離れた所での現地期日も行います。



裁定

双方の主張につき、証拠や調査結果等に基づき裁定委員会が法的判断を行います。



裁定には次の2種類があります。

- 責任裁定——損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続き
- 原因裁定——加害行為と被害発生との因果関係について、裁定委員会が判断する手続き

第 49 回公害紛争処理関係ブロック会議

第 43 回公害苦情相談員等ブロック会議

裁定手続の概要等について

(一部抜粋)

公害等調整委員会

(※) 実際のブロック会議では、責任裁定事件（職権調停事件）の事例を参考例として使用しながら説明を行っています。

ここでは、「1. 裁定事例の概要」、「2. 公害紛争処理手続(裁定)の特徴(専門的知見の活用)」及び「3. 裁定手続の流れ」の3項目を御紹介します。

1. 裁定手続の概要

裁定は、公害等調整委員会の7人の委員のうち3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事上の紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について法律判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続。手続は民事訴訟に準じているが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる。

種類	概要	その他
原因裁定	<ul style="list-style-type: none"> 申請人が主張する加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う 被害者、加害者いずれからの申請も可 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所からの原因裁定の囑託 都道府県公害審査会等の「調停」手続過程における活用
責任裁定	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う 被害者からの申請のみ可 	

2. 公害紛争処理手続(裁定)の特徴 (専門的知見の活用)

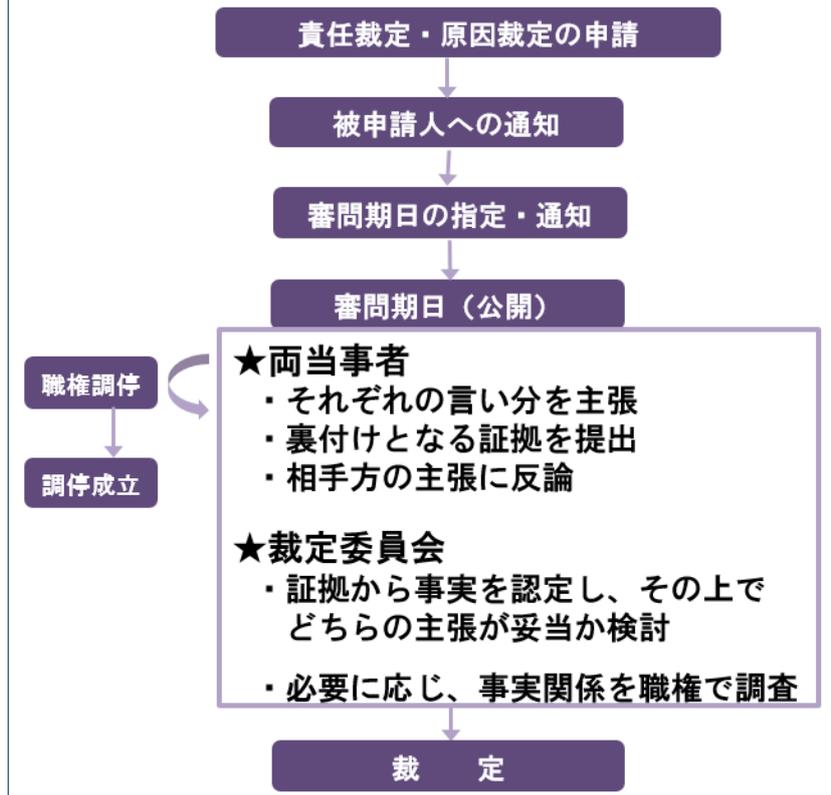
(1) 専門委員…個別の事件についての専門的事項を調査するため、必要に応じ、関係する専門分野の学識経験者等を任命。

- 現地調査・当事者等へのヒアリングへの立会い
- 調査事項について、専門家として裁定委員会へ助言
- 調査結果に対し、専門的知見からの評価を加えた意見書の作成・提出→意見書は職号証として活用

(2) 職権調査…裁定委員会が必要と判断した場合には、職権で証拠調べや事実の調査を実施。

- 裁定委員、事務局職員や専門委員等による現地調査
- 民間の調査会社等への委託による調査 (国費負担)

3. 裁定手続の流れ



○ 公害苦情相談アドバイザー 石橋 雅之 氏による講演の資料 (一部抜粋)
 <名古屋市で開催された東海・北陸ブロック会議>

公害苦情のうち、騒音苦情の対応について、データや具体的な事例を取り上げながら解説するとともに、騒音の苦情対応力を高めるためのヒントを示しています。

騒音苦情の対応事例

公害苦情相談アドバイザー
 千葉県環境研究センター 大気騒音振動研究室
 石橋 雅之

話の構成

- 1 典型7公害のひとつ、騒音とは？
- 2 事例から学ぶ騒音問題
- 3 騒音の苦情対応力を高めるには？

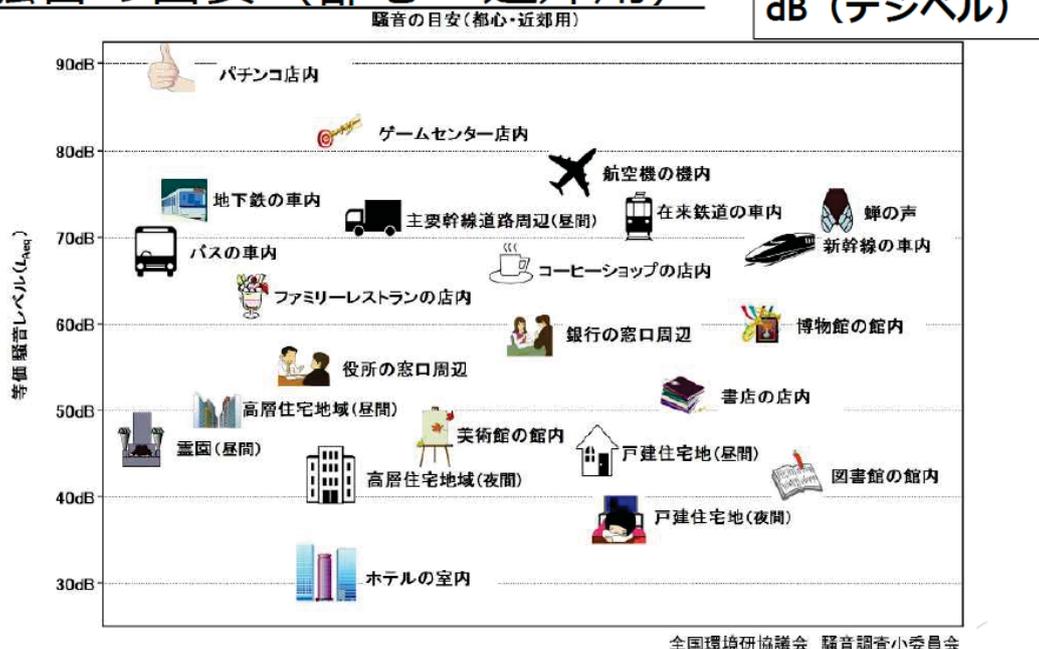
1. 典型7公害のひとつ、騒音とは？

無い方がよい音、好ましくない音

雑草という草はない → 騒音という音はない (どんな音も騒音になり得る)

相手との関係性が鍵

騒音の目安 (都心・近郊用)

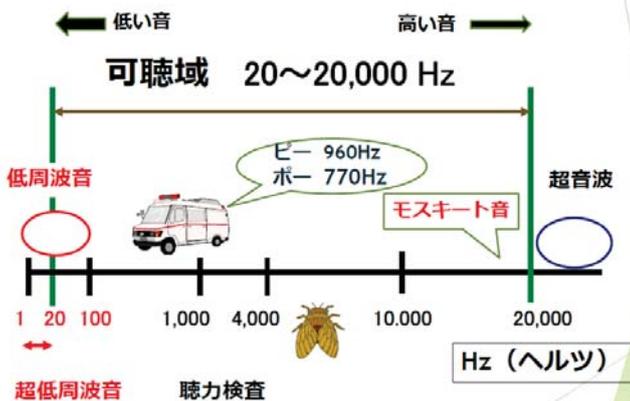


出典：全国環境研協議会 騒音小委員会

騒音の目安 (地方都市・山村用)



聴力検査の音は、何Hz (ヘルツ) ?



騒音苦情の現状 (平成28年度・全国)



騒音防止の3原則

- ・出さない (発生源対策)
- ・聞かない (受音点対策)
- ・伝えない (伝搬防止対策)

2. 事例から学ぶ騒音問題

- 工場騒音による睡眠障害を主訴とする申し立て
 - H28に工場内の機械を一部入れ替えた後から騒音・振動が大きくなった。
- 過去にも同様の申し立て（歴代騒音担当者名簿が有効）
 - 当時は工場の稼働を一部制限することで和解

下見が大事

- ①工場内、②敷地境界、③申請人宅内
3地点で同時に騒音、振動、低周波音を測定することとした。

申請人宅下見

- 工場騒音は定常音（体感が大事）
- 自動車騒音の妨害（車両の走行は間欠的）
- 建具の二次音が発生（低周波音による影響？）

（実際の講演では、図面や写真を交えて解説しています。）

準備（測定機材）

機材は地点毎に色分け

機材	機種	台数
広帯域精密騒音計 (低周波音も測定可)	リオン NL-62	3台
振動レベル計	リオン VM-53A	3台
レベルレコーダー	リオン LR-06	2台
	リオン LR-04	4台
予備機材	リオン NL-42	1台
	リオン NA-18A	1台

機材には余裕を

較正

騒音計の精度管理が重要

- ピストンホンB&K 4228 (250Hz, 124.0dB)

※ピストンホンの気圧補正 ±0.0dB

- 音響較正器 リオン NC74(1000Hz, 94.0dB)

※7m延長ケーブルを接続した状態で較正

騒音計 (serial number)	ピストンホン[dB]	音響較正器[dB]
1台目(01220292)	123.9	93.9
2台目(01220293)	124.1	94.2

実際の講演では、上記事例の具体的な調査状況について、測定地点(工場内、敷地境界、申請人宅)別に、調査時の写真を交えて解説するとともに、調査時における工場内機器の稼働パターンや、追加調査についても解説しています。

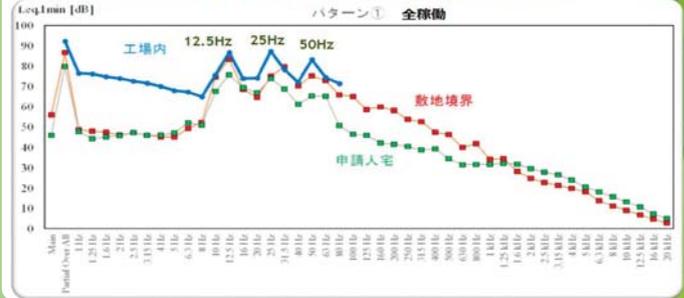
数値の取扱い

- ▶ 騒音：暗騒音の影響のない1分間を選定
→ 振動・低周波音も同じ時間帯を採用
- ▶ 騒音・振動：敷地境界の値を市条例の規制基準と比較
- ▶ 低周波音：敷地境界の値を参照値(物的)と比較
申請人宅の値を参照値(心身)と比較

	工場内	敷地境界	申請人宅
騒音	中央値(L ₅₀)	中央値(L ₅₀)	中央値(L ₅₀)
振動	指示値	指示値	中央値(L ₅₀)
低周波音	等価音圧レベル(L _{eq})	等価音圧レベル(L _{eq})	等価音圧レベル(L _{eq})

騒音の周波数分析結果

青色：低周波音レベル計NA-18Aによる工場内の測定値



結果 (騒音)

[dB]

パターン	①	②	③	④
敷地境界	56	56	54	60
申請人宅	45	45	42	44
規制基準	昼65/朝夕60/夜50			

市条例の規制基準値(昼)65dBを満たしていた。
(夜間も同じ稼働条件であれば超過するおそれ)

結果 (振動)

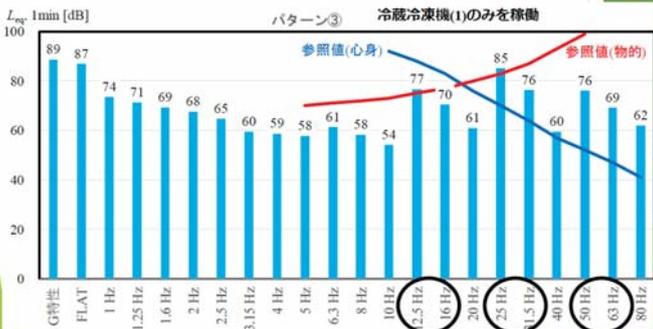
[dB]

パターン	①	②	③	④
工場内	66	65	56	77
敷地境界	58	58	52	58
申請人宅	58	58	53	58
規制基準	昼65/夜60			

市条例の規制基準値(昼)65dBを満たしていた。

結果 (低周波音, 工場内)

卓越する周波数帯の存在を確認



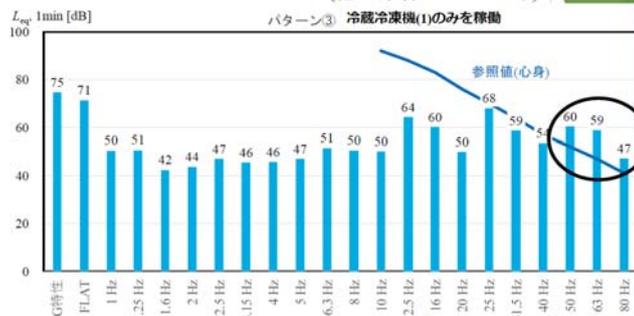
結果 (低周波音, 敷地境界)

12.5Hz 参照値超過 (他の条件では25Hzも)



結果 (低周波音, 申請人宅)

50Hz以上で参照値超過 (他の条件では25Hzも)



測定結果 (まとめ)

- ▶ 工場から発生する騒音・振動・低周波音を測定
 - ▶ 工場内, 敷地境界, 申請人宅の3点同時
 - ▶ 複数の稼働パターンの実態を把握
- ▶ 騒音・振動は市条例の規制基準値以下
ただし、夜間における騒音の規制基準値は超過のおそれ
- ▶ 低周波音は参照値(物的・心身)を超過
- ▶ 壁による防音は現実的ではない
 - ▶ 工場の稼働をさらに制限
 - ▶ 申請人宅の窓枠を強固なものに交換

3 騒音の苦情対応力を高めるには？

- ① 公調委事務局の公害苦情処理事例集の活用
- ② 市町村の騒音振動担当者の連携
担当者名簿、保有機器リストの作成
互いに顔の見える関係の構築
- ③ 講習会、伝達講習

公害苦情処理事例のチェックポイント

- ① 都道府県名
- ② 公害の種類
- ③ 苦情者(主たる訴え)
- ④ 発生源(施設・概要・発生時間・用途地域)
- ⑤ 先住・後住
- ⑥ 特徴・問題点など
- ⑦ 法令関係(法・条例)
- ⑧ 測定評価(規制基準・環境基準・測定評価値)
- ⑨ 対応(事実確認の調査・話し合い・測定評価)

① 公調委事務局の公害苦情処理事例集の活用

- ・ 苦情者、発生源者への対応が難しい。
- ・ 基準値以下でも苦情者が納得しない。
- ・ どこで、どのような測定をしたらよいか？
- ・ どのような対策があるか？

⇒ 苦情処理事例集から類似事例を検索

利用する際にはいくつかの留意事項があるが、苦情の受付から解決に至るまでの実例報告は貴重。

② 市町村の騒音振動担当者の連携

千葉県の実例の紹介
(石橋アドバイザーは千葉県環境研究センター所属)

③ 騒音振動関係の講習会等

講習会や公式ウェブサイトの紹介

○ 公害苦情相談アドバイザー 藤本 正典 氏による講演の資料 (一部抜粋) <広島市で開催された中国・四国ブロック会議>

公害苦情処理について、悪臭、大気・廃棄物、騒音の事例や、保育園における実態をデータを織り交ぜながら解説する内容で、実際の公害苦情相談にも役立つものとなっています。

公害苦情処理

公害等調整委員会
 公害苦情相談アドバイザー 藤本 正典

①

もくじ

1. 苦情処理にあたって
2. 苦情事例(解決のヒントになれば)
 - (1) 悪 臭
 - (2) 大気・廃棄物
 - (3) 騒 音
3. 保育園における感覚公害の実態
 - (1) 保育園とは
 - (2) 調査結果(悪臭、騒音)
 - (3) かおり環境を活かした保育園(提案)

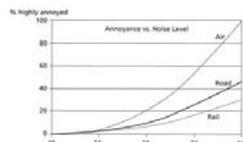
②

1. 苦情処理にあたって

公害苦情の特徴

守備範囲が広い (法的に対応ができない案件も多い)

- 不快感(アノイアンス) ⇒ 健やかな生活をおくれない。
 閾値の違い? ⇒ 同じ値、隣同士でも片や不快、片や問題なし
- 健康被害 ⇒ 睡眠妨害、有害物質摂取による直接影響など
- 規制対象以外、規制基準以下
 そもそも法に馴染まない?
 7公害以外にも日照障害、光害、違法電波など



欧米における交通騒音のアノイアンス
 (Medema & Vos, 1996)

規制基準は拠り所として

- 規制基準値をクリアすればいいのか
 例:特建作業(85dB) ⇒ 連続作業と土日の休み
- 環境基準(大気、水質、騒音、土壌)
 「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」
 ⇒ 夜中に1機の航空機

⑤

苦情処理にあたって

問題点の的確な把握

- 視点・価値観を切り替えて考えてみる
 - ①自分視点 ②相手視点 ③第3者視点
 価値観は空気と同じ、自分はこれが正しいと思っている、相手の価値観に立ってみる(言うは易く……)
- 発生源者(事業者)も被害者と思っている。
 工事妨害差し止め仮処分申請

申立人・事業者との信頼関係

- 丁寧な説明
 最初にNGワードを言わないように。
 例)「規制がないから」、「基準を超えていない」、「大した事ない」 etc
- 「単純接触効果」
 繰り返し接触するという経験の回数を重ねることで、人は相手への警戒感を落としていく。⇒「犬と公社職員は立ち入り禁止」?
- 初期対応の重要性
 とにかく一度現場に行くこと、その後のハードルを下げる。

⑥

(この項では、これらのほか、公害の定義や、申立人への対応等についても解説しています。)

2. 苦情事例(解決のヒントになれば)

苦情事例 その1(1)

悪臭

最大着地濃度距離から原因が推定された案件

苦情概要

- ・生ものが腐ったような独特の悪臭がする。
- ・時々忘れたところに臭う、その都度連絡している。(一向に改善しないので相当の不信感。)
- ・飲食店や魚屋などの食料品店の臭いとは明らかに違う。

現地調査

- ・調査時点では悪臭を確認できない。
- ・申立人住居は、中高層住宅の低層フロアで周辺は住居のみ。
- ・近傍の飲食店、食料品店などの調査を行うが悪臭を確認できない。
- ・付近での聞き取りでは、一過性、長い時間続かない。

⑨

苦情事例 その1(2)

対処

- ・聞き取りから、ある廃棄物処理施設から発生する臭気と酷似。
食品残渣の中間処理、直線距離 700~800m)
脱臭方式は、燃焼脱臭(臭気を吸引し燃焼させ酸化分解)
- ・当日の風向や煙突高さ、吐出速度等から苦情申し立てのあった地域に着地地点が合致。
- ・事業場からの聞き取りで、当日立ち上りが不調であったことが判明。

結果・考察

- ・未処理で排出された臭気が拡散されずに落下したのと考えられた。
- ・再現試験等が行えないため推察に過ぎない。
- ・苦情者は原因施設らしきものが特定されたことで一応納得。
- ・原因施設側には同様のことが発生しないよう対応を依頼。

⑩

(この項では、この悪臭事例のほか、大気・廃棄物や、騒音の事例についても取り上げています。)

3. 保育園における感覚公害の実態

(1) 保育園とは

保育園の特徴

1. 保育時間

月曜日～土曜日 …午前7時から午後6時まで
○延長保育 1時間から4時間(22時まで)
※ 幼稚園と異なり、保育時間が長い

	平日	土曜	日曜
6:30～6:45	31	47	55
6:45～7:00	28	45	52
7:00～7:15	16	31	37
7:15～7:30	14	29	36
22:00～22:15	27	27	31
22:15～22:30	28	28	31

睡眠の15分ごとの行為者率
(3曜日、国民全体)
:NHK国民生活時間調査2015

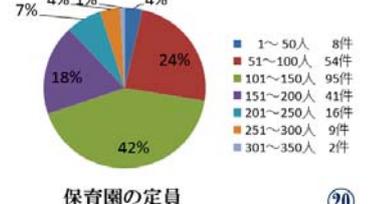
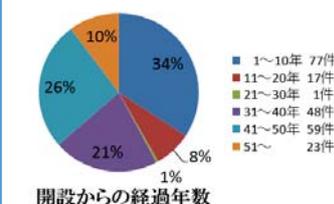
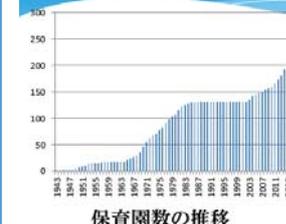
	有職者の行為者率
平日に仕事	88
土曜に仕事	55
日曜に仕事	37

有職者の行為者率
:NHK国民生活時間調査2015

⑪

- #### 2. 開所日・休所日
- 開所日…月曜日～土曜日
休所日…日曜日、祝日、12月29日～1月3日
※ 夏休み、冬休みなどの長期の休みがない
- #### 3. 対象:0歳から入学前6歳まで
- 生後3ヵ月経過後～小学校就学前まで
※ 従前は使用済みおむつは持ち帰り
- #### 4. 給食:自園に調理室を設けることが義務づけ
- 1日3～4回(おやつ、昼食、おやつ、延長保育の夜食)

福岡市の保育園

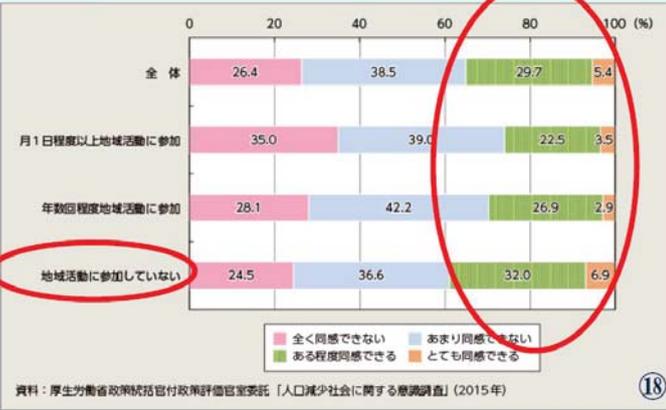


⑫

(注)藤本アドバイザーの現職は、一般社団法人福岡市保育協会理事・事務局長

保育園児の声は騒音か

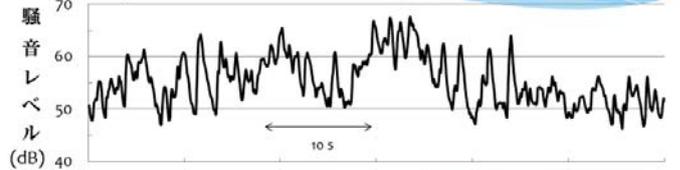
図表 1-3-105 保育園児の声を騒音と意識する住民の立場への共感度



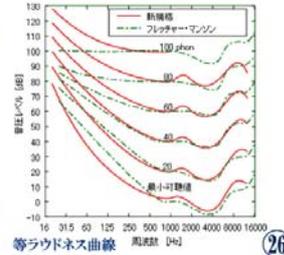
18

園児の遊び声

(園庭から30mの距離で収録)



声の周波数
 ○子ども 1000~2000Hz
 ○大人 男性 150~250Hz
 女性 250~500Hz
 ※同じ大きさでも大きく感じやすい
 → 周囲の大人に気づかせやすい



26

(この項では、このほか、(2)騒音・におい、(3)かおり環境を活かした保育園(提案)についても取り上げています。)